

# 高圧ガス容器の『管理徹底』と

## 長期停滞容器の『早期返却』の

### ご協力をお願いします。

すべての高圧ガス容器は、永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。弊社と交わした、高圧ガス容器賃貸借契約書に、「1年以上経過した容器については、ガスの残量にかかわらず、安全確保のため返還する。」と、9条にございますとおり、ご協力をお願いします。容器の消費後は、外部からの遺物逆流防止のため、**残圧を残して**(調整器を外す前にバルブを完全に閉止して)返却して下さい。また、機器の老朽化による事故が多発しています。毎日の点検(消費の基準)に加えて、年次点検、定期的なオーバーホールもお願いします。乾式安全器 **3年** 切断器 **5年** 調整器 **7年** 詳しくは、担当営業が定期的に周知文書を配布しておりますので、その際にお尋ねください。

お取引様各位

「兵庫県から高圧ガス容器保安対策指針が発表されました」

兵庫県高圧ガス協同組合

最近の高圧ガス事故は容器盗難・紛失を含めると、全国及び県内ともに実に75%が高圧ガス容器に関わる事故であり、盗難・紛失を除く災害事故に限定しても、その約40%が容器関係事故との統計があり、容器に関わる事故を減らし、公共の安全を確保することは喫緊の課題と言えます。

このような中、県産業保安課において兵庫県高圧ガス容器保安対策指針が作成され、消費事業者が遵守すべき、「高圧ガス容器の保安管理」と「高圧ガスを消費する場合の安全対策」などの内容が示されましたのでお知らせいたします。

[消費事業者が遵守すべき項目]

- 1 高圧ガス保安法等関係法令を遵守するとともに、供給事業者と消費事業者との取決め事項に従って安全を確保する。  
(供給事業者には、保安措置等について、消費事業者との間の契約が求められることになりました。)
- 2 容器の管理責任者の選任と台帳による受払い及び所在の管理を行う。  
(供給事業者には、台帳に相当する容器調書等の通知が求められることになりました。)
- 3 容器及び消費設備の日常点検を行い、管理責任者がその状況を確認する。
- 4 供給事業者からの保安情報を高圧ガス作業従事者に周知する体制を構築する。  
(供給事業者は安全に消費するための適切な保安情報の提供等が求められることになりました。)
- 5 供給事業者から指導を受けた場合、迅速に改善する。  
(供給事業者には指導が求められることになりました。)
- 6 高圧ガス販売事業者等の備える保安台帳の作成・更新に協力する。  
(保安台帳の整備は、高圧ガス保安法において販売事業所に義務付けられています。)
- 7 容器、配管、ホース、調整器及び逆火防止器について1年に1回以上安全確認を行い、記録を残す。
- 8 使用済み容器の迅速返却と同一容器による1年以上の継続使用の原則禁止。  
(供給事業者も同様に、容器を原則1年以上継続供給することができなくなりました。)
- 9 消費先の所有容器の管理業務委託契約を締結する場合には、定期点検及び廃棄についての項目を明記する。  
(供給事業者は、販売した容器について所有者表記義務を指導しなければなりません。)
- 10 緊急時の連絡体制を取決め、周知しておく。
- 11 兵庫県高圧ガス協同組合及び社団法人兵庫県高圧ガス保安協会をはじめとする各種保安講習会に参加し、得た情報で保安教育を実施する。  
(供給事業者には保安講習会の案内が求められることになりました。)

以上、疑問な点などあった場合は、担当営業までお問い合わせください。